

いわき市告示第98号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づき、次の者から産業廃棄物処理施設変更許可申請がありましたので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び環境影響調査書を縦覧します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定に基づき、いわき市長に生活環境の保全上の見地からの意見書（当該意見のほか提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を記載したもの）を提出することができます。

令和8年6月16日

いわき市長
内田 広之



- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社矢島礦業所 代表取締役 大越 洋一
福島県いわき市平下神谷字仲田57番地の1
- 2 産業廃棄物処理施設の場所
いわき市内郷宮町竹ノ内 86 番 1（の一部）外 3 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類及び処理能力
 - (1) 安定型最終処分場
 - (2) 埋立地面積 38,299㎡（16,789㎡増）
埋立容量 497,476㎥（240,989㎥増）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
以上4種類
これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。
- 5 申請年月日
令和8年6月10日
- 6 縦覧場所
 - (1) いわき市平字梅本21番地 いわき市役所本庁舎 8階 生活環境部廃棄物対策課
 - (2) いわき市内郷綴町榎下46番地の2 いわき市内郷支所
- 7 その他
 - (1) 縦覧期間
令和8年6月16日から令和8年7月17日まで（休日・祝日を除く。）
 - (2) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の提出期限
令和8年7月31日まで（休日・祝日を除く。）
 - (4) 意見書の提出先
970-8686 いわき市平字梅本21番地 いわき市生活環境部廃棄物対策課